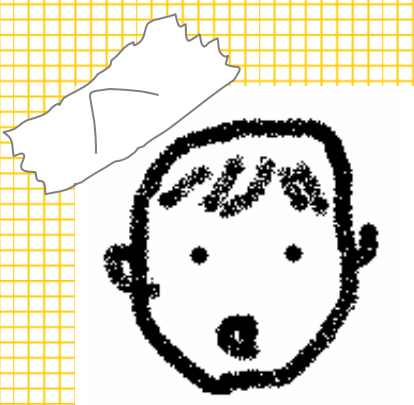



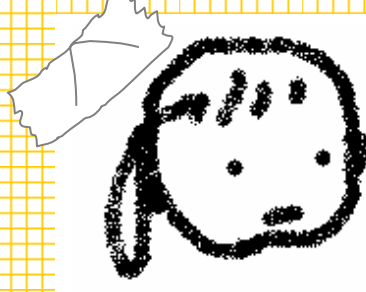
自分のことをやったら、
あとはだれかを手伝うね。
みんなでやればできるだら。



このまちって、いいところ
いっぱいじゃんって
言われたいんだ。




今の社会、情報の共有って
絶対に必要だと思うよ。



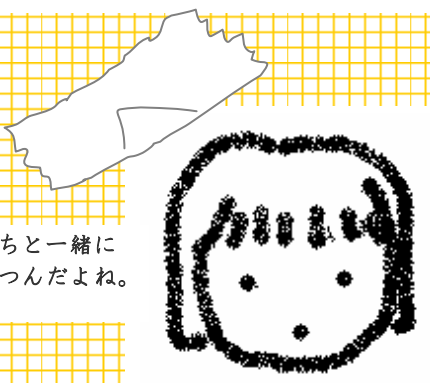
高浜で大きくなりたいです。
ずっとみんなといたいから。



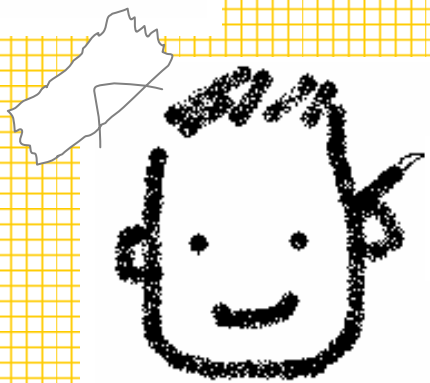
自治基本条例 を つくっています




子どもたちの未来のために、いま
出来ることがあればやりたいの。
みんなそんな気持ちだよ。




わたしたちと一緒に
まちも育つんだよね。



仕事も忙しいけど
まちのことも
すごく気になっどる
だよ。



なにしろ、
だいじなのは
おたがいさまって
ことだわ。

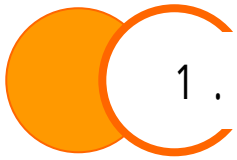


子どもだって、
いいこと
たくさん
考えてるもん。

平成22年8月
高浜市

目 次

1. 自治基本条例ってなんだろう？	1
2. 自治基本条例素案をまとめるまでの歩み	2
3. (仮称)高浜市自治基本条例【素案】の構成	3
前文	4
I. 総則	
第1条 目的	7
第2条 用語	8
第3条 条例の位置づけ	11
II. まちづくりの基本原則	
第4条 まちづくりの基本原則	12
III. まちづくりの担い手	
第1節 市民	
第5条 市民の権利	14
第6条 子どものまちづくりに参加する権利	15
第7条 市民の役割と責務	16
第8条 事業者の役割と責務	18
第2節 議会	
第9条 議会の役割と責務	19
第10条 議員の役割と責務	21
第3節 行政	
第11条 市長の役割と責務	22
第12条 職員の役割と責務	23
IV. 参画と協働	
第13条 参画機会の保障	25
第14条 住民投票	27
第15条 協働の推進	28
V. 地域自治	
第16条 地域内分権の推進	30
第17条 まちづくり協議会	32
第18条 地域計画	36
第19条 活動の育成と支援	37
VI. 市政運営	
第20条 市政運営の基本原則	39
第21条 総合計画の策定等	42
第22条 危機管理	44
第23条 他の自治体等との連携と協力	46
VII. 条例の見直しと検証	
第24条 条例の検証と見直し	47
4. 自治基本条例のことをもっと知ってもらおう！	48



1. 自治基本条例ってなんだろう？

(1) 自治基本条例ってなに？



自治基本条例

自ら治める 土台となる ルール
ための

「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、自分たちでつくっていく」
「決めたことに責任を持つ」という地方分権の趣旨を踏まえ、
まちづくりに携わる「市民」「議会」「行政」の役割を明らかにし、
高浜市の自治に関する仕組みや制度の基本を
定めるルール（理念条例）です。

全国の1割以上の市町村で制定されています



(2) なぜ、自治基本条例が必要なの？



市民が主体となった自治を育み、
「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」
高浜市をみんなで力を合わせて築いていくために制定します。

高浜市ではこれまで、市民が主役のまちづくりを進めていくために、
様々な市独自の自治の仕組み・制度をつくり、
運用してきましたが、それらをきちんと継続
させていくためには、議会の承認が必要な
「条例」というルールにまとめることが
重要だと考えました。

市民が主役のまちづくりを行うために、
参画機会の保障や
まちづくり協議会と
いった自治の仕組み
をきちんと位置づけ
ていくんだね！

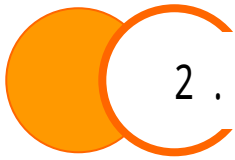


(3) 自治基本条例ができたら、何が変わるの？

条例は暮らしやすい高浜市をつくるための「道具」です。
条例をつくったらすぐにまちのあり方が
変わるというものではありませんが、
条例を作った後、みんなで活用していくことによって、
暮らしやすい高浜市の実現に一步步近づいていきます。

作った後、
みんなで活かして
いくことが
大切なんだね





2. 自治基本条例素案をまとめるまでの歩み

「高浜市がこんなまちになったらいいな!」「高浜市をこんなまちにしていきたい!」
そんな想いを持った市民と市職員 148 名が集結し、平成 21 年(2009)12 月 2 日に
「高浜市の未来を描く市民会議」が誕生。テーマごとに 10 の分科会に分かれて、自治基本
条例と第 6 次総合計画の素案づくりがスタートしました。自治基本条例の素案づくりは、
自治基本条例分科会が担当。まずは「自治基本条例ってなんだろう」という勉強から始まり、
全国各自治体で策定されている自治基本条例の調査、ワークショップなど、高浜市を
未来に向かってつないでいこうと熱い討議を繰り広げ、ここに「(仮称)高浜市自治基本条
例」【素案】をまとめました。

自治基本条例分科会 これまでのあしあと



- 第 1 回 2 月 10 日(水) 自治基本条例ってなんだろう?
- 第 2 回 3 月 12 日(金) 条例の全体像を考えよう グループワーク
- 第 3 回 4 月 1 日(木) 条例の全体像を考えよう グループワーク
- 第 4 回 4 月 7 日(水) 「条例を広めよう作戦」を立てよう
- 第 5 回 4 月 26 日(月) 条例の全体像を考えよう
- 第 6 回 5 月 17 日(月) 条例案を考えよう
- 第 7 回 6 月 2 日(水) 条例案を考えよう 地域自治を中心に
- 第 8 回 6 月 10 日(木) 条例案を考えよう 地域自治以外を中心に
- 第 9 回 6 月 23 日(水) 条例案を考えよう & 基本計画案を考えよう
- 第 10 回 7 月 22 日(木) 条例の解説文を考えよう
- 第 11 回 7 月 26 日(月) 条例の解説文を考えよう
- 第 12 回 7 月 29 日(木) 条例の解説文を考えよう (発表リハーサル)
- 第 13 回 8 月 10 日(火) 条例を広めていこう

上記のほか、市民会議全体会として、

第 2 回 12 月 25 日(金) 中川幾郎先生(帝塚山大学大学院教授)をお迎えして
(なぜ自治基本条例が必要か、これからの総合計画のあり方、市民会議参画にあたって)

第 9 回 7 月 29 日(木) 自治基本条例をもっと知ろう
などを開催し、意見を深め合っています。

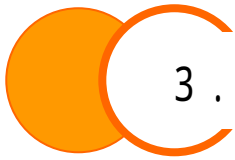


第 2 回分科会

第 3 回分科会



第 8 回分科会



3. (仮称)高浜市自治基本条例(素案)の構成

前文



. 総則

- 【第1条】 目的
- 【第2条】 用語
- 【第3条】 条例の位置づけ



. まちづくりの基本原則【第4条】

- (1) 参画の原則
- (2) 協働の原則
- (3) 情報共有の原則

. まちづくりの担い手

1. 市民

- 【第5条】 市民の権利
- 【第6条】 子どものまちづくりに参加する権利
- 【第7条】 市民の役割と責務
- 【第8条】 事業者の役割と責務

2. 議会

- 【第9条】 議会の役割と責務
- 【第10条】 議員の役割と責務

3. 行政

- 【第11条】 市長の役割と責務
- 【第12条】 職員の役割と責務



. 参画と協働

- 【第13条】 参画機会の保障
- 【第14条】 住民投票
- 【第15条】 協働の推進



. 地域自治

- 【第16条】 地域内分権の推進
- 【第17条】 まちづくり協議会
- 【第18条】 地域計画
- 【第19条】 活動の育成と支援

. 市政運営

- 【第20条】 市政運営の基本原則
- 【第21条】 総合計画の策定等
- 【第22条】 危機管理
- 【第23条】 他自治体等との連携と協力

. 条例の検証と見直し

- 【第24条】 条例の検証と見直し





前文

私たちのまち高浜市は、自治の本来の姿に立ち返り、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という決意のもと地域内分権を推進し、住民力を育んできました。地域に身近な課題は、地域を構成する市民が最もよく知っている。だから、地域で担う方がより地域の発展につながるものについては、必要な権限と財源を行政から地域へ移し、市民が自ら考え、自主的・自立的に取り組むことができるよう、小学校区単位で住民自治組織であるまちづくり協議会を設立しました。

市民自治の芽を大きく育て、しっかりと根を下ろし、“高浜市らしさ”を将来にわたって継続・発展させていくためには、まちづくりの担い手である私たち一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創りあげていくことが大切です。

そこで、まちづくりにおける市民、議会及び行政の役割を定め、互いに手と手を取り合いながら、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な自立した基礎自治体・高浜市の確立を目指し、高浜市のまちづくりの最高規範として自治基本条例をここに制定します。

私たちの愛するまち高浜市を、未来へとつなげていくために。



ココがポイント

【前文とは】

この条例をつくることになった背景・目的、高浜市がこれから目指すべき姿、まちづくりに向けた決意などを表現しています。

通常の条例に「前文」が設けられることはほとんどありませんが、自治基本条例が「自治体の憲法」とも称されることから、日本国憲法にならって前文を設けています。

【「私たち」とは？】

自治の主役であり担い手となる市民の決意を表現するという意味で、「私たち」という市民を主語にした表現をしています。

市民一人ひとりがまちづくりの担い手であることを自覚して、みんなで力を合わせながら高浜市をつくっていくという考え方、行動が求められています。

【文体について】

自治基本条例は、市民・議会・行政という高浜市を構成している三者全てを対象としていること、自治に対する基本的・理念的な条例であり、誰からもわかりやすい条例であることが大切だと考え、「です・ます調」を採用しています。

【まちづくりの最高規範】

条例には、法体系上、上下関係はないとされていますが、自治基本条例が高浜市のまちづくりの最高規範であることをうたうことにより、理念的に最上位に位置づけるべきものとして、前文で宣言をしています。なお、第3条「条例の位置づけ」においても定めています。

私たちの愛する
まち・高浜市を
未来へとつなげ
ていこう！



【地域内分権とは？】

高浜市では、「持続可能な自立した財政基盤の確立と新たな公共空間の形成」を目指して、平成 17 年（2005）から「構造改革」に取り組んできました。

「構造改革」とは、職員の削減や経費の無駄遣いをなくすといった、行政内部の改革である行政改革とは異なり、地方分権の趣旨をしっかりと踏まえ、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識のもと、市民主体の地域経営をも視野に入れ、行政の役割そのものを市民と協働して原点から見直してみようという取り組みです。つまり、行政の内向きの改革から市民との協働で行う改革へと、改革の範囲を地域まで拡大して行おうという取り組みです。

構造改革の中でも特に重視しているのが「住民力の強化」であり、その実現のための施策の一つが「地域内分権の推進」です。

地域内分権は、地域で暮らす市民の「地域をこうしたい」「地域でやりたい」を実現するための自治の仕組みです。地域の長所や課題は、その地域に暮らす市民が一番良く知っています。身近な課題はできるだけ市民に近いところで主体的に考え、対応・解決することができるよう、必要な権限と財源を行政から地域へ移していくことによって、地域の個性や創意工夫を活かしたまちづくりを展開できるようになります。

地域内分権を推進する組織として、小学校区単位でまちづくり協議会が活動をしています。（第 17 条「まちづくり協議会」32 ページ～35 ページを参照）



青色防犯灯設置による防犯力向上事業
(高浜南部まちづくり協議会)



青色パトカー乗車体験
(吉浜まちづくり協議会)



セルフディフェンス講座
(翼まちづくり協議会)



防災訓練
(高取まちづくり協議会)



大山緑地・大タヌキの清掃
(高浜まちづくり協議会)

総則 第1条 目的

(目的)

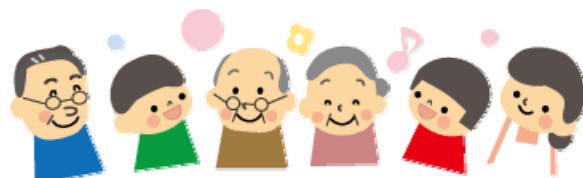
第1条 この条例は、高浜市におけるまちづくりに関する基本的事項を定め、市民、議会及び行政の果たすべき役割を明らかにすることにより、市民が主体となった自治の進展を図り、持続可能な活力ある地域社会を実現することを目的とします。

ココがポイント

条例のねらいや内容を簡潔に表現しています。

自治基本条例は、まちづくりをしていく「市民」「議会」「行政」の基本的な役割・責務を明らかにし、高浜市の自治に関する仕組みや制度の基本を定めるものであることをうたっています。

「自分たちが住んでいる高浜市全体、あるいは、住んでいるそれぞれの地域は、自分たちで責任を持って運営していく」という市民が主役の自治を育てていくことが、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」高浜市の実現につながります。



総則 第2条 用語

(用語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

(1) 市民

市内に住む者、働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者(法人その他の団体を含みます)をいいます。

(2) 行政

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(3) まちづくり

市民が幸せに暮らし続けられるまちにしていくために、市民、議会及び行政が取り組む公共的な活動をいいます。

(4) 市政

まちづくりのうち、議会及び行政が担うものをいいます。

(5) 参画

政策、施策及び事業などの立案から、実施、評価にいたる各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいいます。



ココがポイント

この条例の解釈にあたり、認識を共通にしておきたい用語について定めています。

【市民とは・・・】

「住民」については、地方自治法第 10 条において「区域内に住所を有する者」（自然人だけでなく法人も含む 日本人だけでなく外国人も含む）と定められていますが、「市民」については、その範囲を明確に規定する法令等はありません。

この条例では、まちづくりにあたっては、幅広い人々や団体が力を合わせていくことが必要であるという考え方から、「市民」の範囲を次のとおり広く捉えています。

市内に住所を持っている人
市内に居住する人
市内で就業する人
市内で就学する人
市内に事務所を有する法人その他の団体
市内で活動する人、市内で活動する法人その他の団体

【行政とは・・・】

行政の組織は、市の場合は市長の所轄のもとに、教育委員会、選挙管理委員会などのように、それぞれ独自の執行権限をもつ機関（執行機関と言います）によって構成されています。そして、すべての執行機関の総括代表者として、市の場合は市長が存在します。

ここでいう市長とは、市長個人を指しているのではなく、すべての執行機関の総括代表者としての市長を指しています。よって、この中には、補助機関としての職員も含まれています。

「市」と表現した場合、一般的には執行機関が集まっている組織や行政運営を指すものと捉えられがちですが、自治体としての区域も「市」と使われることがあることから、組織と区域の違いを表現するために、市長以下執行機関や補助機関を「行政」とすることとしました。

【まちづくりとは・・・】【市政とは・・・】

この条例でいう「まちづくり」とは、「市民が幸せに暮らし続けられるまちにしていくなために、市民、議会及び行政が取り組む公共的な活動」と定めています。そのうち、団体自治である議会と行政に任せている部分を市政として整理しています。

団体自治 = 地方自治体が自主性・自立性をもって、自らの判断と責任のもと、地域の実情に沿った市政運営を行っていくこと。

住民自治 = 住民自らが地域のことを考え、自らの手で治めていくこと。
(自治の主役は市民)

【参画とは…】

まちづくりにおいて、立案、実施、評価にいたる各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいいます。単に参加するだけでなく、意思形成に加わることで、第7条「市民の役割と責務」にあるとおり、自らの発言に対し、責任ある行動が求められるようになります。

市 民 会 議 の 声

わかりやすい条例にしよう

- ・ かたくるしくなく、子どもにもわかる条例になったらいいな・・・。

具体的な表記にしよう

- ・ 言葉が一人歩きしないよう、具体的な言葉で表記をしていこう。

総則 第3条 条例の位置づけ

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、高浜市のまちづくりに関する基本を定める最高規範であり、市民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守するものとします。

2 議会及び行政は、他の条例、規則、計画等の制定改廃等に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

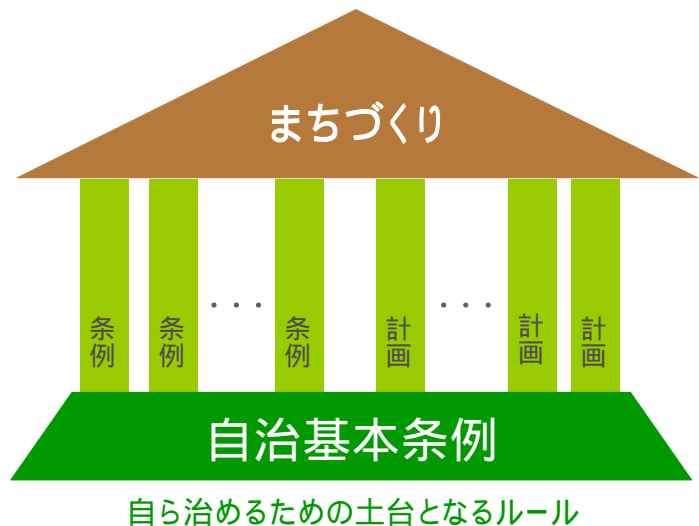


ココがポイント

条例には、法体系上、上下関係はないとされていますが、自治基本条例が高浜市のまちづくりに関する基本を定める最高規範であることをうたうことにより、理念的に最上位となるものとして位置づけています。



このことにより、他の条例や規則等の制定・改正・廃止、総合計画をはじめとする各種計画の策定等においては、自治基本条例の内容にのっとり、整合を図っていかねなければなりません。つまり、高浜市のまちづくりに関するあらゆる政策・施策は、この条例に基づいて実施されるということです。



市民会議の声

条例推進の仕組みを整えよう

- ・ 自治基本条例は高浜市の自治の基本ルールだから、市民・事業者・議会・行政みんなで守ろう。
- ・ 自治基本条例の精神にのっとり、高浜市の全ての条例、規則、計画を見直し、点検してみよう。

(まちづくりの基本原則)

第4条 高浜市のまちづくりは、次の基本原則によるものとします。

(1) 参画の原則

議会及び行政は、市民参画の機会を保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います。

(2) 協働の原則

市民、議会及び行政は、それぞれの立場や果たすべき役割を自覚し、お互いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら連携・協力してまちづくりを行います。

(3) 情報共有の原則

市民、議会及び行政は、それぞれが持っているまちづくりに関する情報をお互いに提供し、共有し合います。



ココがポイント

市民・議会・行政 みんなで力を合わせて高浜市をつくっていく上で基本となる行動原則として「参画の原則」、「協働の原則」、「情報共有の原則」を定めています。

この基本原則に基づくまちづくりを実践する方法として、「参画と協働」、「地域自治」、「市政運営」を定め、実現性を高めています。

【参画の原則】

まちづくりの主体である市民の意思を反映した市政運営を行うためには、市民が市政に参画する機会を設けていくことが欠かせません。一方、参画する市民については、第7条「市民の役割」にあるように、その発言と行動には責任が伴います。

【協働の原則】

これまで「公共的な活動は行政が担うもの」と捉えられがちでした。しかし、市民・議会・行政がそれぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら、協働して取り組んでいくことによって、相乗効果を発揮し、大きな成果を生み出すことが期待できます。まちづくりを進める上での重要な原則となります。

【情報共有の原則】

市民がまちづくりに主体的に参画するためには、適切な時期に必要な情報が提供される必要があります。議会・行政は市民の求めに応じて情報を提供するだけでなく、自らも積極的に情報を発信していくことが求められます。

また、まちづくりは、行政だけが担うものではないことから、市民相互においても情報を提供しあい、共有しあいながら活動をしていくことが大切です。



市 民 会 議 の 声

参画と協働

- ・ 市民の声を聞こう、活かそう。
- ・ 意識、関心を高めよう。
- ・ 参画の仕組みを整えよう。

市民・議会・行政相互の連携を図ろう

- ・ 市民・議会・行政は『対等なパートナー』として力を合わせよう。
- ・ まちづくりの主体同士のネットワークがあったらいいなあ。

情報共有

- ・ 情報を共有しよう。

まちづくりの担い手 第5条 市民の権利

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利があります。

- 2 市民は、まちづくりに関し、議会及び行政が持っている情報を知る権利があります。
- 3 市民は、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けません。



ココがポイント

ここでは、まちづくりにおいて市民に保障される権利を定めています。

市民は自らの意思に基づいて様々な形でまちづくりに関わることができます。一方、第7条「市民の役割と責務」では、市民はまちづくりに参画していくよう努める役割と責務があることを定めており、「権利」と「役割・責務」は表裏一体の関係にあると言えます。

参画の仕組み等については、第13条「参画機会の保障」(25ページ~26ページ)や第19条「活動の育成と支援」(37ページ~38ページ)に定めています。

市民がまちづくりに参画するためには、まちづくりに関する必要な情報が提供されなければなりません。第4条「まちづくりの基本原則」で「情報共有の原則」を定めていますが、これは参画と協働を進める前提になります。

市民会議の声

まちづくりへの関心を高めよう

- ・ 地域でできることは地域で行おう。
- ・ 選挙の時には投票に行こう。
- ・ 市民は自分のできる範囲でまちづくりに参加しよう。
- ・ まずは地域の行事に参加しよう。

積極的に情報を提供しよう

- ・ 市民と一緒にまちづくりをするため、情報をどんどん出そう。
- ・ 住民サービスのメニューが知りたい時に、情報が手に入るようにしよう。
- ・ 情報を早く知らせたい、早く知っている状態にしたい。

まちづくりの担い手 第6条 子どものまちづくりに参加する権利

(子どものまちづくりに参加する権利)

第6条 子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

ココがポイント

「高浜市の未来を描く市民会議」で、もっとも関心の高かったことが「子ども」に関することでした。そこで、この条文では、社会の一員であり、次代のまちづくりの担い手である「子ども」を大切にすると高浜市の姿勢を表しています。



「児童福祉法」や国連「児童(子ども)の権利に関する条約」では、「子ども」の対象年齢を18歳未満としています。

また、「高浜市住民投票条例」でも、住民投票の投票資格者を満18歳以上としています。これらのことから、この条例では「子ども」の年齢を18歳未満の者としています。

国連「児童(子ども)の権利に関する条約」の理念を踏まえ、高浜市では平成15年11月に「たかはま子ども市民憲章」を制定しています。幼い頃より子どもの意見表明や参加の機会を保障し、自分の将来や地域の問題について関心を高め、将来の高浜市を担う市民の育成が大切であるという考え方に立っています。

小学校区単位の計画である「地域計画」や、現在策定を進めている「第6次高浜市総合計画」に子どもたちの意見を反映していきこうと、小・中学生に対する「まちづくりアンケート」を実施しています。

また、小・中学生も「地域防災の担い手」として位置づけ、防災訓練を一緒に行うという取り組みをしている地域もあります。

市 民 会 議 の 声

- ・ 大人から子ども(小学生)まで、それぞれがまちづくりに役割を持てる仕組みをつくらう。
- ・ 子ども達の成長・自立を助ける大人が多いといいなあ。
- ・ 子どもたちが高浜市に生まれて(育って)よかったと言ってもらえるようなまちにしよう。
- ・ 小学校の社会授業のなかで市の予算が取り上げられたらいいなあ。
- ・ 小学生や中学生の意見を聞く機会が増えるといいなあ

まちづくりの担い手 第7条 市民の役割と責務

(市民の役割と責務)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参画するよう努めます。

2 市民は、お互いの立場を尊重し、理解し合い、それぞれが持っているまちづくりの情報を交換し合いながら、連携・協力してまちづくりに取り組みます。

3 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、公共の視点を持ち、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

ココがポイント

第5条「市民の権利」において、市民のまちづくりに参画する権利を定めています。一方、「権利」と「役割・責務」は表裏一体の関係にあることから、ここでは、市民はまちづくりに参画していくよう努める役割と責務があること、参画にあたってはお互いの自由な発言や行動を認め合いながら、自らの発言や行動に責任をもつことも大切であることを定めています。

まずは、市民もまちづくりに関心を持ち、環境美化や防災訓練といった地域の活動に参加する等々、できることから取り組んでいきましょう。

まちづくりに当たっては、活動の対象についての情報や、お互いが持っている情報を共有しあわなければ十分な活動ができません。情報を提供しあい、共有しあうよう努めていきましょう。

まずは、できることから始めよう！



市 民 会 議 の 声

まちづくりへの関心を高めよう

- ・ 地域でできることは地域で行おう。
- ・ 親方日の丸でない、市民対応が行き届いたまちにしよう。
- ・ 選挙の時には投票に行こう。
- ・ 市民は自分のできる範囲でまちづくりに参加しよう。
- ・ まずは地域の行事に参加しよう。

役割を持とう

- ・ 市民がまちづくりの役割分担を等しく担うまちにしよう（一部の人に偏らないようにしよう）。
- ・ 大人から子ども（小学生）まで、それぞれがまちづくりに役割を持てる仕組みをつくろう。

まちづくりの担い手 第8条 事業者の役割と責務

(事業者の役割と責務)

第8条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民、議会及び行政と協力して、地域の課題解決に向けた取組みに努めます。



ココがポイント

第2条「用語」では、事業者も「市民」に含んでいます。しかし、市内において事業活動その他の活動を行う者もしくは団体である事業者は、地域社会を構成する一員として、まちづくりに対する役割も大きいと考え、「事業者の役割と責務」という条文を設けました。

事業者は、事業活動を通じて雇用の創出や納税などによって、地域社会に貢献しています。また、地域の美化活動に参画する、イベント時に協賛金を拠出するといった地域貢献活動を行っている事業者も数多くあります。

市民会議の声

地域の一員として参画・貢献しよう

- ・ 企業も法人市民としてまちづくりに参画しよう（社会貢献しよう）。
- ・ まちづくりへ事業者も社内展開をすると大きく活動も変わるし、企業イメージも向上するよ。
- ・ 産・官連携に加えて、学とも連携できたらいいなあ。

事業者相互の連携を図ろう

- ・ 市内の事業者全体で高浜の商品を開発したら先が楽しいよ。

まちづくりの担い手 第9条 議会の役割と責務

(議会の役割と責務)

第9条 議会は、市民の代表による意思決定機関であるとともに、行政の市政運営を監視及びけん制する機能を果たします。

- 2 議会は、政策論議及び立法活動の充実に努めます。
- 3 議会は、市民の意思を市政に適切に反映させるため、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めます。
- 4 議会は、自らの機能と責務に関する基本的な事項は、別に条例で定めます。



ココがポイント

議会は、市長とともに住民の直接選挙によって選ばれる代表機関です。

議会は、行政から提出された議案について調査・審議し、意思決定(議決)を行うほか、行政が市民の意思を反映して市政運営を行っているかを監視する役割があります。

地方分権が進展し、地方自治体の役割が拡大する中で、市民の意思を反映した市政運営を行うためには、政策論議や立法活動(条例の提案)を充実させていくことも、議会には求められています。

市民の意思を市政運営へ反映するために、議会は市民にとって開かれた、身近に感じられる存在となることが求められています。高浜市議会では本会議や委員会の傍聴制度、市議会だよりの発行、ホームページによる議事録の公開といった取り組みが行われており、議会での意思決定の内容や経過を、市民に分かりやすくお伝えし、情報共有に努めています。

議会は、自らの機能と責務に関することなどを定める本市議会の最高規範となる条例を制定します。

市 民 会 議 の 声

チェック機能を発揮してもらおう

説明責任を果たそう

- ・ 議会をより活性化しよう（住民に説明責任を果たしてもらおう）。
- ・ 議会は市民にきちんと議会報告をしよう。

開かれた議会を目指そう

- ・ もっと見える議会になって欲しい。
- ・ 議会の見学PRをしよう。

議会の市民参加を拡充しよう

(議員の役割と責務)

第10条 議員は、市民の代表者として、政治倫理の確立を図るとともに、市民の信託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 議員は、市民全体の利益を図ることを行動の指針とするとともに、審議能力及び政策立案能力の向上を図るため、自己の研さんに努めます。

ココがポイント

議員によって構成する合議制の議事機関である議会が、より一層機能するよう、議員の役割と責務について定めています。

議員は特定の地域や団体などの代表ではなく、市民の代表者として、高い倫理観を持って、市民全体のために公平・公正・誠実に職務を果たしていくことが求められています。

「信託」とは「信頼して政治を任せること」を言います。

議員は、議会活動を通じて市民の意思を市政に反映させるため、市民の声に耳を傾け、地域の課題に目を向けるとともに、自己研さんに努め、審議能力や政策立案能力を高めしていくことが求められています。

議員提案の条例として「高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例」(平成21年4月施行)があります。

市 民 会 議 の 声

説明責任を果たそう

- ・ 議員に住民への説明責任を果たしてもらおう。
- ・ 市民にきちんと議会報告をしよう。

議員の資質を高めよう

- ・ 議員の資質を向上させよう。
- ・ 明日への目標を絶えず持とう。
- ・ 議員は市民の代表であることを認識しよう。

まちづくりの担い手 第11条 市長の役割と責務

(市長の役割と責務)

第11条 市長は、市民の信託にこたえ、高浜市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営します。



ココがポイント

市長は、議会とともに住民の直接選挙によって選ばれる代表機関です。高浜市の代表者として舵取りを任される市長の役割・責務について定めています。

地方分権が進展する中、地方自治体の役割が拡大しています。つまり、市を代表し、多くの権限を持っている市長の役割の重要性が増しているということです。市長には、条例に掲げた目的の実現に向け、この条例を率先して^{じゅんしゅ}遵守していくことを市民や職員に示しながら、公正・誠実に市政を運営していく責務があります。

市民会議の声

- ・ 市長は市民の信託に対する責任を誠実に果たそう。
- ・ 条例の精神を遵守し誠実・公正に公務を果たそう。
- ・ 行政責任を明確化しよう。

まちづくりの担い手 第12条 職員の役割と責務

(職員の役割と責務)

第12条 職員は、市民全体のために働く者として、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務に必要な専門的知識の習得や能力・資質の向上を図ります。

2 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、市民との信頼関係を築きながら、職務を行います。



ココがポイント

行政の代表である市長を補助する機関として、市役所職員が果たす役割・責務を定めています。

職員とは、第2条「用語」にある「行政」の職員のほか、議会事務局の職員や臨時職員も含まれます。

地方公務員法第30条では、市役所職員のサービスの基本として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定められています。

市役所職員には、こうした地方公務員としての当然の責務のほか、この条例を遵守し、まちづくりの専門家として職務を遂行することが求められています。

これからのまちづくりは、市民の参画や市民との協働が欠かせません。職員も地域社会の一員であることを自覚し、「地域が現場」という意識を持ち、市民とともに自治を育み、まちづくりに取り組む姿勢が重要です。そのためには、政策立案能力やコミュニケーション能力といった知識や技能の向上に努めていかなければなりません。

市民とともに考え、行動していくことによって、市民の市政に対する理解や信頼が高まるとともに、市民の意思に基づいた市政運営につながっていきます。

市 民 会 議 の 声

地域に足を運ぼう

- ・ 職員は地域へどんどん出向き、市民とたくさん話をしよう。
- ・ 協働活動は行政参加の姿が大変有効ですね。
- ・ 職員も地域の一員として地域活動に参画しよう。
- ・ まちづくり協議会特派員を定着させよう。

職員の能力を活かそう

- ・ 職員の進化が分かるものさしや目盛りがあるといいな。
- ・ プロがいるととっても安心だな。
- ・ 職員はあまりシフトせず、専門職員を養成すると心強いなあ。
- ・ グループ制の良さを活かし、職員の能力が十分に発揮できる体制を作れたらいいなあ。

法律・条例を守ろう

- ・ 職員は条例の精神を遵守し誠実・公正に公務を果たそう。

参画と協働 第13条 参画機会の保障

(参画機会の保障)

第13条 行政は、市民の意見が市政へ反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を設けます。



ココがポイント

第4条「まちづくりの基本原則」にうたった「参画の原則」に基づき、市民の意思に基づいた市政運営を行うため、いろいろな市民参画の制度を設けることを定めています。

参画制度には、例えば次のようなものが考えられます。

- ・ パブリックコメント
(条例や計画の案を中間段階で広報やホームページなどに公表して意見募集をすること)
- ・ 市民アンケート
- ・ 審議会や委員会など各種委員の公募
- ・ 計画や条例づくりのワークショップ (ex. 高浜市の未来を描く市民会議)
- ・ 事業や制度の説明会
- ・ まちづくり懇談会
- ・ 公共的・公益的事業の提案・実施 (ex. 市民予算枠事業 協働推進型・市民提案型)

参画制度には様々な方法が考えられますが、対象となる事案によって、最も適切で効果的な手法で行う必要があります。また、政策等の立案、実施、評価、改善過程において、幅広い市民の参画が得られるような工夫が必要です。

みんなで力を合わせて、高浜市をいいまちにしていこう！



市 民 会 議 の 声

市民の声を聞こう・活かそう

- ・ 意見交換する場（交流）を確保しよう。
- ・ 市民の声、市民の力を活かしたまちづくりをしよう。
- ・ 小学生や中学生の意見を聞く機会が増えるといいなあ。
- ・ パブリックコメントが定着するといいなあ。
- ・ 市民参画の方法として世論調査（アンケート調査）を実施できるといいなあ。

意識・関心を高めよう

- ・ 住民が気持ちよく参加できるまちづくりをしよう。
- ・ たくさんの市民の方にまちづくりに関わってもらえるように（関心を持ってもらえるように）しよう。
- ・ 参加と協働を進めるために高浜市を好きになろう！

参画の仕組みを整えよう

- ・ 市民の行政への参画システムをつくろう。
- ・ 会議には必ず公募の市の委員がいるといいなあ。
- ・ 家族みんながまちづくりに参加できる仕組みがあったらいいなあ。
- ・ 「高浜市の未来を描く市民会議」が今後も継続されていくといいなあ。
- ・ 予算の策定にもっと市民を取り入れることのできる仕組みがあったらいいなあ。

情報を共有しよう

- ・ まちづくりに関する情報がそこにいけば全て分かる機関があったらいいなあ。

積極的に情報を提供しよう

- ・ 市民と一緒にまちづくりをするため、情報をどんどん出そう。
- ・ 情報の発信に当たっては多様な情報であったらいいなあ。

参画と協働 第14条 住民投票

(住民投票)

第14条 市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、投票資格を有する市民の請求又は議会若しくは市長の発議により、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。



ココがポイント

地方自治体の意思決定は「間接民主制」を基本としていますが、高浜市が直面する重要課題、将来に決定的な影響を及ぼすような課題に限って、間接民主制を補う形で「直接民主制」の一つの方法として、住民投票の制度を定めています。

間接民主制：選挙等によって代表者（議員、市長など）を選び、政治をその代表者に信託すること。代表民主制ともいいます。

直接民主制：市民（有権者）が直接、意思決定に参加すること。

高浜市では、平成12年に「高浜市住民投票条例」を制定し、平成14年には投票資格者を見直す（年齢要件を満18歳以上とする。永住外国人も対象とする。）など、全部改正を行っています。

高浜市住民投票条例（平成14年高浜市条例第33号）【抜粋】

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項に係る意思決定について、市民による直接投票（以下「住民投票」という。）の制度を設けることにより、これによって示された市民の総意を市政に的確に反映し、もって公正で民主的な市政の運営及び市民の福祉の向上を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(投票結果の尊重)

第25条 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

参画と協働 第15条 協働の推進

(協働の推進)

第15条 市民、議会及び行政は、お互いの自主性及び自発性を尊重するとともに、目的や情報を共有して、相互理解と信頼関係のもとに、協働してまちづくりに取り組みます。

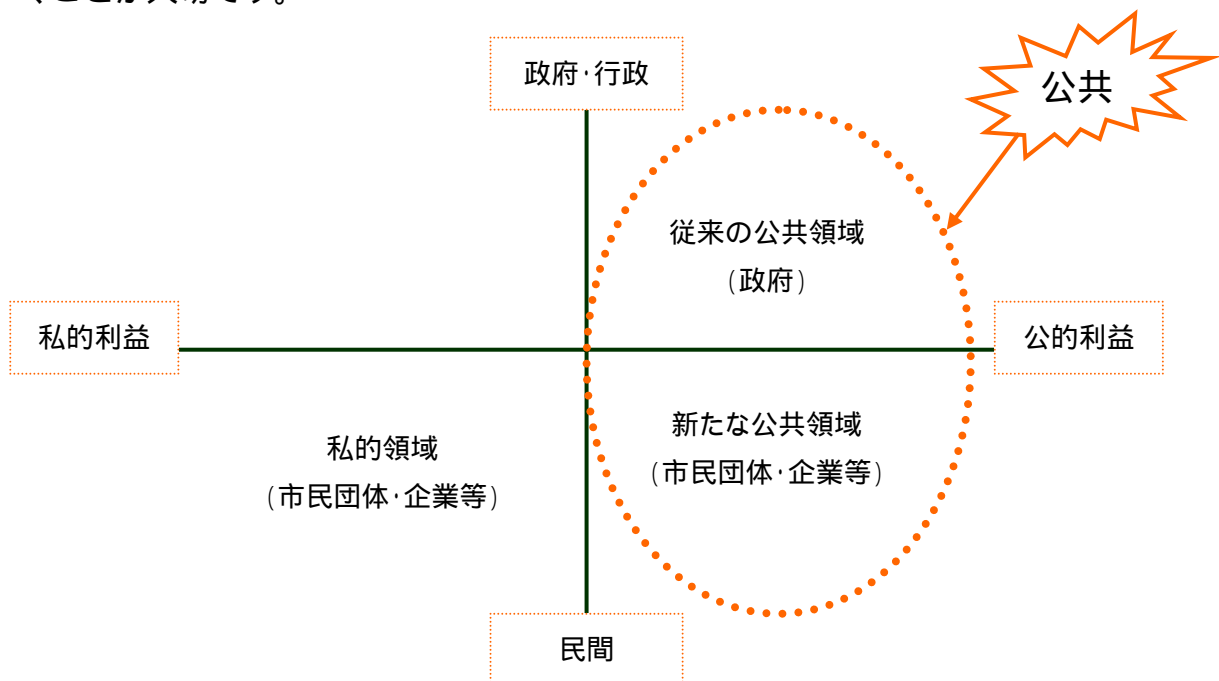
2 行政は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民その他第19条に規定する活動を行う者又は団体がその担い手となれるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行います。



ココがポイント

第4条「まちづくりの基本原則」にうたった「協働の原則」を推進するための具体的な取組みについて定めています。

公共は行政だけが担うものではなく、役割を分担しながらみんなで力を合わせて担っていくことが大切です。



協働が実りある成果を生み出すためには、まちづくりのパートナー同士が、目的を共有すること、お互いの自主性・自発性を尊重すること、信頼関係を築くこと、役割と責任を明らかにすること、プロセスや成果を公開するなど透明性を持つことが大切です。

まちづくりを活発にしていくためには、公共を担うことができる市民や市民団体の力を育てていくことが求められます。仕組みづくりや支援の例としては、次のようなものが考えられます。

- ・ 情報の提供・相談・助言
- ・ 人材・団体育成（ex.講座・研修の実施、市民団体の活動紹介、団体相互の交流会）
- ・ 共催・後援
- ・ 物的支援（ex.軽トラックや青色回転灯装着車などの公用車無料貸出）
- ・ 財政的支援（ex.市民予算枠事業 地域内分権型・協働推進型）
- ・ 業務委託（ex.行政が行っている業務への参入機会の拡大）

市民会議の声

市民の声を聞こう・活かそう

- ・ 意見交換する場（交流）を確保しよう。
- ・ 市民の声、市民の力を活かしたまちづくりをしよう。
- ・ 小学生や中学生の意見を聞く機会が増えるといいなあ。
- ・ パブリックコメントが定着するといいなあ。
- ・ 市民参画の方法として世論調査（アンケート調査）を実施できるといいなあ。

意識・関心を高めよう

- ・ 住民が気持ちよく参加できるまちづくりをしよう。
- ・ たくさんの市民の方にまちづくりに関わってもらえるように（関心を持ってもらえるように）しよう。
- ・ 参加と協働を進めるために高浜市を好きになろう！

参画の仕組みを整えよう

- ・ 市民の行政への参画システムをつくろう。
- ・ 会議には必ず公募の市の委員がいるといいなあ。
- ・ 家族みんながまちづくりに参加できる仕組みがあったらいいなあ。
- ・ 「高浜市の未来を描く市民会議」が今後も継続されていくといいなあ。
- ・ 予算の策定にもっと市民を取り入れることのできる仕組みがあったらいいなあ。

情報を共有しよう

- ・ まちづくりに関する情報がそこにいけば全て分かる機関があったらいいなあ。

積極的に情報を提供しよう

- ・ 市民と一緒にまちづくりをするため、情報をどんどん出そう。
- ・ 情報の発信に当たっては多様な情報であっていいなあ。

地域自治 第16条 地域内分権の推進

(地域内分権の推進)

第16条 行政は、地域を構成する市民が互いに支え合いながら安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域のことは地域の市民が自ら考え、実行するための施策を講じるとともに、地域の自主性・主体性を尊重し、お互い補完し合いながら、まちづくりを行います。



ココがポイント

市民の意思を反映したまちづくりを行うためには、市政への市民参画を進めるだけでなく、身近な課題はできるだけ市民に近いところで主体的に考え、対応・解決するといった、地域の個性や創意工夫を活かしたまちづくりを展開できるようにしていくことが、重要になっています。

行政が行う事業やサービスは画一的になりがちです。しかし、行政が行っている公共施設管理や公共サービス提供などについて、地域から「地域でやりたい！」の声が挙がった場合は、地域で行うことができるように必要な支援・協力を行うことによって、地域の実情にあった多様な取り組みができるようになります。

例：地域で取り組む公園の維持管理 <外淵公園：高浜南部まちづくり協議会>



草取りなどの清掃美化を、地域の皆さんが当番制で行っています。



花を植えるなど美しい公園に生まれ変わりました。水やりも地域の皆さんで行っています。公園で遊ぶ子どもたちも増えました。



地域の自治の活動は、自主・自立が原則です。「個々の力でできることは個々で行う」（自助）「地域みんなで力を合わせればできることは、その中で行う」（互助・共助）「地域みんなで力を合わせてもできないことは、高浜市全体で行う」（公助）という考え方（補完性の原則）に基づいて、行政は支援を行っていきます。

個人では解決できないことを行政に任せているんだ。



市民会議の声

地域内分権を進めよう

- ・ 地区ごとにいいところが違って、他の地区がいいなあと思えるまちにしていきたい。
- ・ 地域自治の活動を拡大させていこう。

地域自治 第17条 まちづくり協議会

(まちづくり協議会)

第17条 市民は、前条に規定する地域内分権を推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、その地域の市民で構成するまちづくり協議会を設置することができます。

2 まちづくり協議会は、その地域の市民に開かれた組織とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域の市民の意思を反映してまちづくりを行います。

3 まちづくり協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

ココがポイント

「まちづくり協議会」は、身近な課題はできるだけ市民に近いところで主体的に考え、対応・解決するための、住民自治を充実・強化する具体的な仕組みです。まちづくり協議会は、小学校区を区域とするという「地域的要素」と、小学校区内の市民すべてが構成員であるという「人的構成要素」をうたっています。

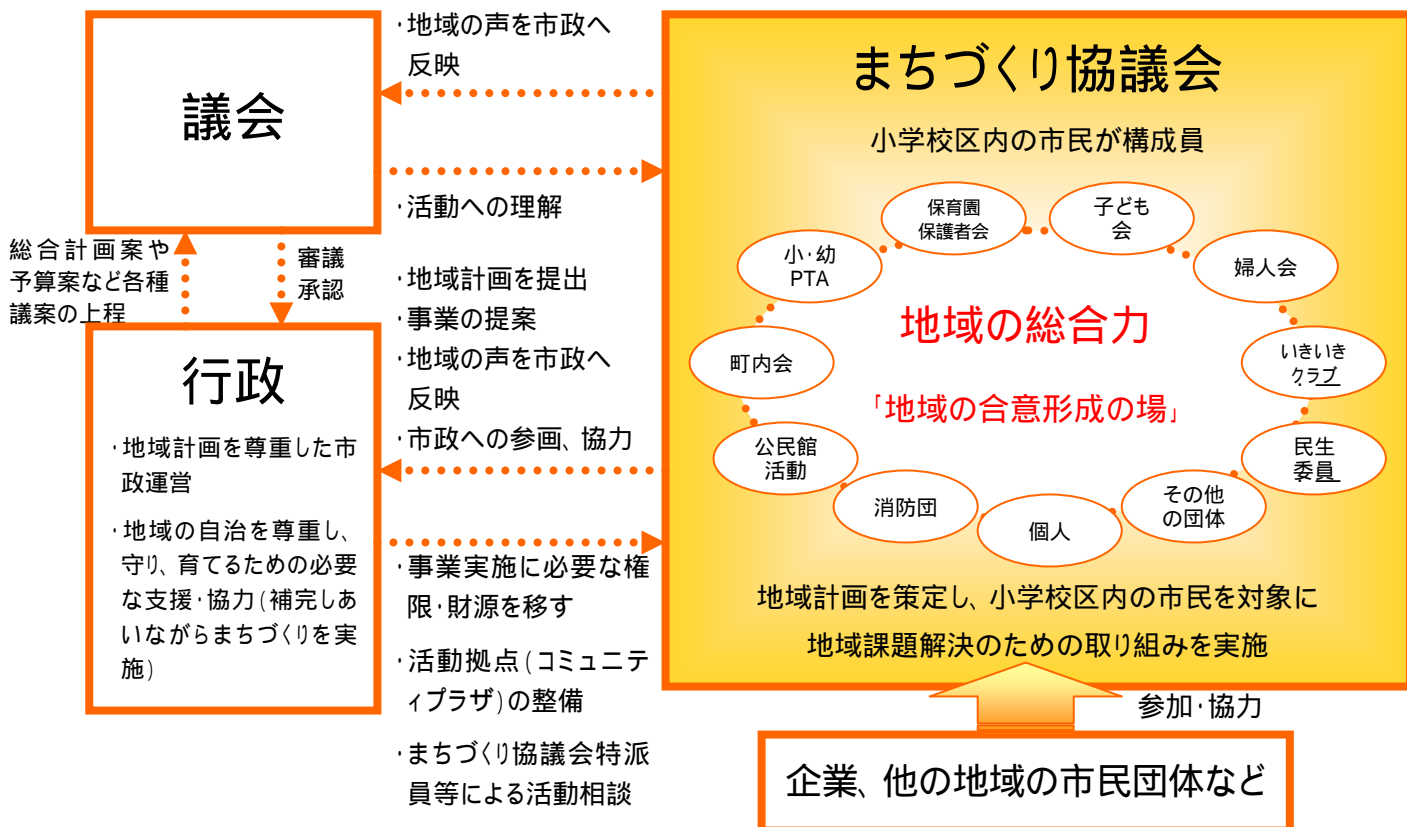
平成15年(2003)より地域内分権実証実験が港小学校区で始まり、平成17年(2005)3月に高浜南部まちづくり協議会が誕生。以来、順次立ち上がり、平成21年(2009)年5月より、全ての小学校区で地域の個性を活かした活動が行われています。

まちづくり協議会の設立・活動状況 (平成21年10月1日現在)

	港小学校区	吉浜小学校区	翼小学校区	高取小学校区	高浜小学校区
名称	NPO法人 高浜南部まちづくり協議会	吉浜まちづくり協議会	翼まちづくり協議会	高取まちづくり協議会	高浜まちづくり協議会
人口	6,257人	11,974人	9,083人	7,549人	10,732人
世帯数	2,373世帯	4,835世帯	3,494世帯	2,578世帯	3,789世帯
設立年月	平成17年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成20年8月	平成21年5月
スローガン	すべての住民が共に支えあい、ふれあいのある心豊かな地域共生によるまちづくり	誰もが住みやすく安心・安全で活気のあるまちづくり	垣根のない思いやりのあるまちづくり	心ふれあう 安全・安心なまちづくり	豊かな絆を結び合う愛着と誇りを持つまちづくり
主な活動	チャレンジドの自立支援 介護予防 子どもの健全育成 防災・防犯 公共施設の管理	環境保全の推進 防犯対策 防災対策 子どもの健全育成 高齢者のいきがい創出 伝統文化の発展 公共施設の管理	防犯対策 防災対策 コミュニケーションづくり 公共施設の管理	防犯対策 防災対策 あいさつ・声かけ まちなか美化 稗田川周辺の「花と緑ふれあい公園」づくり	絆深め合い事業 地域の「茶の間」運営事業 クリーン・グリーン事業 大山魅力アップ事業 わがまちお宝はくつ事業 あんきなまちづくり事業 公共施設の管理

高浜市が目指す自治の仕組み まちづくり協議会

まちづくり協議会は、町内会、PTA、子ども会、おやじの会、婦人会、いきいきクラブ、消防団、民生委員といった、地域を代表する団体、世代を代表する団体、課題別（分野別）を代表する団体や、まちづくりに関心を持つ個人・企業などが、1つのテーブルに集まるところ。つまり、縦糸と横糸を紡ぎあい、地域の総合力を形づくって、地域課題の掘り起こしや対応・解決に力を注いでいます。



子ども菊形事業(吉浜まちづくり協議会)



安全・安心マップづくり(翼まちづくり協議会)



稗田川「花と緑」のふれあい公園づくり
(高取まちづくり協議会)

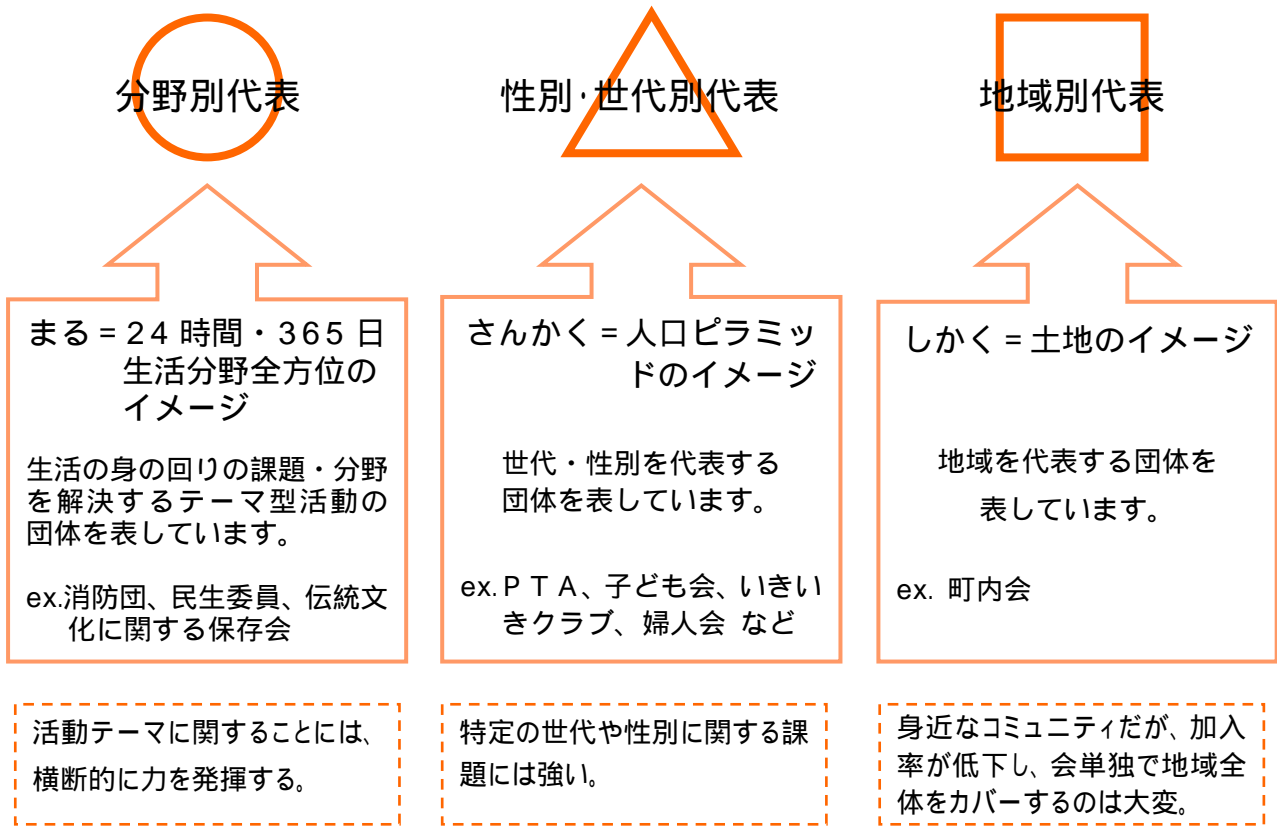


大山緑地・千本桜本数調査(高浜まちづくり協議会)

小学校区を単位としているのは、次の理由からです。

地域の課題を解決する事業を実施していくためには、町内会よりも大きな、ある程度の人的規模があり、スケールメリットのできるエリア設定が必要である
子どもからお年寄りまで歩いて行き来できる範囲である
子どもを通じて大人同士が顔見知りであり、また「同年」意識がある

「まる（丸）・さんかく（三角）・しかく（四角）」の法則



まちづくりに関心のある地域の市民や
地域で活動している団体が一堂に会し、
地域課題の解決のための協議・調整
対応にあたるのがまちづくり協議会

「地域の市民に開かれた組織」の意味は、次のとおりです。

- ・ 地域の市民（市民団体や事業者も含みます）の意思が反映されている
ex.地域アンケートなどにより地域の市民の意向を把握して事業に取り組んでいる
- ・ 規約が定められており、役員の選出等、運営が民主的に行われている
- ・ 事業計画（報告）や予算（決算）が公表されている

市 民 会 議 の 声

まちづくり協議会を位置づけよう

- ・ 住民がお互いに協働、支えあえるシステムをつくろう。
- ・ 小学校区にまちづくり協議会をつくろう。
- ・ まち協の権利を明確にしよう。
- ・ 権限の移譲を受けたまち協は自己決定・自己責任の責任を負おう。
- ・ まち協は地域内分権により権限の移譲を受ける自治組織になるといいな。
- ・ 市民全員がまち協の会員になるといいなあ。

透明性を図ろう

- ・ まち協の交付金（税）の使いみちや成果を公表していこう。
- ・ 地域組織への一般財源の交付基準を明確にしたらいいな。
- ・ 活動の実効は数値よりも達成感評価にしたいなあ。

まち協同士の交流をしよう

まち協の認知度を高めよう

まち協と町内会の役割を明確化しよう

- ・ まち協と町内会の関係が分かりやすくなるといいなあ。
- ・ 地域・住民（コミュニティ）が連帯感を持てるような地域組織にできたらいいな。

(地域計画)

第18条 まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくり目標や活動方針、内容等を定めた地域計画を策定します。

2 行政は、市政運営にあたり、地域計画を尊重します。



ココがポイント

地域計画は、“小学校区単位の総合計画”ともいうべきもので、地域のまちづくり目標や活動方針、取組内容等を長期的な視点で定めたものです。

「地域にはこんないいところがある」といった長所や魅力、「地域にはこんな課題がある」といった問題点などを見つめ直し、それらを踏まえて、どうしたら地域のいいところを維持できるか、伸ばすことができるか、あるいは課題を解決できるかを、地域の市民にアンケートなどを行いながら地域で考え、「こんな地域になったらいいな」「将来はこんな地域にしていきたい」といった夢やアイデアを出し合って策定されています。

平成21年(2009)に、全てのまちづくり協議会において地域計画が策定されています。(<http://www.city.takahama.lg.jp/grpbetu/seisaku/shigoto/tiiki-keikaku/index.html>)

行政は、総合計画をはじめとする各種行政計画の策定や、施策・事業の推進にあたっては、地域計画を尊重しなければなりません。

市政運営にあたって地域計画を尊重するということは、行政から地域へ必要な権限と財源を移す「地域内分権」の推進につながるものです。

市 民 会 議 の 声

地域計画を位置づけよう

- ・ 校区内の住民の声を聞いて地域計画を作ろう。
- ・ 地域計画の策定根拠及び策定手続きを明確にしよう。
- ・ 地域計画策定委員会や高浜市の未来を描く市民会議が、今後も継続されていく位置づけをしていこう。
- ・ 地域計画を総合計画に反映していこう。

(活動の育成と支援)

第19条 市民は、自主的な意思によってまちづくり活動に参画し、交流を育みながら、お互いに助け合い、地域課題を共有し、解決に向けて行動するよう努めます。

2 市民、議会及び行政は、市民の自主的なまちづくり活動の役割を尊重し、これを将来に向けて守り、育てるよう努めます。

3 行政は、まちづくり協議会、町内会等の基礎的なコミュニティ団体やその他の市民公益活動団体及び市民が活動しやすいよう必要な支援と協力を行います。



ココがポイント

ここでは、地域の自治を大きく育てていくための、市民の役割、議会や行政の役割について定めています。

地域の自治を豊かにするという事は、人と人とのつながりを基礎として支えあえる関係をつくること。地域の自治が活性化することによって、高浜市全体の自治がたくましくなり、活力ある地域社会の実現につながっていきます。

市民は、地域自治の担い手として、まずは住んでいる地域のことに関心を持ち、「お互いさま」「支え合い」の気持ちを大切にし、できることから取り組んでいくことが求められています。

第17条「まちづくり協議会」が地域の自治において果たす役割は非常に大きいですが、町内会など、地縁でつながってきた団体や、活動内容や目的によって人々が結集するテーマ型の市民活動(市民公益活動)も、大切な担い手です。市民も議会も行政も、その役割を認識し、お互いに守り、育てていくように努めていく必要があります。

地域自治を豊かにするための支援・協力の例として、「市民予算枠事業」「まちづくり協議会特派員制度」「コミュニティプラザ(まちづくり協議会活動拠点)の運営支援」などがあります。

高浜市では、地域内分権の推進として、これまで行政が行ってきた地域の市民に対する公共サービス提供などについて、まちづくり協議会から「地域でやりたい！」の声が挙がった場合は、地域で行うことができるよう、行政は権限や財源の移譲など、必要な支援・協力を行っています。

取り組みの例

防犯灯の維持管理、公園の維持管理、青色パトカーによる防犯パトロールの実施、総合防災訓練の実施、健康体操などの介護予防事業の実施 など

高浜市まちづくりパートナーズ基金の設置及び管理に関する条例【抜粋】

(平成17年高浜市条例第5号)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(5) 地域内分権 市民に身近な公共サービスの分野であって、地域住民の連携により当該公共サービスを担うことが、より地域の発展につながるものについて、市から当該公共サービスの実施に係る権限及び財源を地域へ移譲し、当該公共サービスを地域が自主的かつ主体的に取り組むことをいう。

高浜市まちづくりパートナーズ基金事業の実施に関する規則【抜粋】

(平成17年高浜市規則第8号)

(権限移譲の範囲)

第31条 条例第2条第5号の規定により、地域内分権推進事業の実施に伴い移譲する権限は、次に掲げるとおりとする。ただし、法令等(法律及びこれに基づく命令並びに市の条例、規則その他の例規類をいう。)の規定により、市長その他の執行機関に専属するものを除く。

- (1) 地域内分権交付金の使途を決定する権限
- (2) 地域内分権交付金により実施する事業の内容を決定する権限
- (3) 前号の事業を実施する上で必要な権限

市民会議の声

まちづくり協議会を支援しよう

- ・ まちづくり協議会への支援をしよう。
- ・ 各学区の伝統文化の良さを知り、継続して伝えていける仕組みづくりをしよう(予算へ盛り込もう)。
- ・ 地域自治拡大の為に支援等(人・モノ・カネ)を充実させていこう。

連携の仕組みをつくろう

- ・ 組織・団体間の共通事業を一元化できる仕組みをつくろう。
- ・ コミュニティ組織のあり方について市民が参加しやすい組織としよう。
- ・ 地域・住民(コミュニティ)が連帯感を持てるような地域組織にできたらいいな。
- ・ 地域活動はうまく使うなど知恵や協力があるといいなあ。

(市政運営の基本原則)

第 20 条 議会及び行政は、次に掲げる基本原則に基づいて、市政を運営します。

(1) 法令遵守

公正を確保し、透明性を向上するため、法令を遵守します。

(2) 情報公開・情報共有

市政に関して市民の知る権利を保障し、議会及び行政が行う諸活動を市民に説明するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている情報を積極的に公開・提供し、市民と情報を共有します。

(3) 個人情報保護

市民の権利利益を保護するため、別に条例に定めるところにより、議会及び行政が持っている個人情報を適正に取り扱います。

(4) 説明・応答責任

市政に関して市民に積極的に説明する責任を果たすとともに、市民から説明の要請があった場合には、誠実な応答に努めます。

(5) 財政運営

最少の経費で最大の効果を上げるよう、効果的かつ効率的な財政運営を行います。



ココがポイント

【法令遵守】

高浜市では、平成 15 年（2003）に「高浜市行政行動規範」を定めています。

高浜市行政行動規範（平成 15 年 1 月 1 日制定）

高浜市は、急激な社会環境の変化のなか、常に課題に挑戦し、進化することにより、市民に信頼されつづける自治体、リライアブル・カンパニー（信頼される会社）を目指すため、「高浜市行政行動規範」をここに示します。

- 【お客様】 私たちは、すべての市民をお客様と意識し、相互の公平・公正かつ透明な関係を維持します。
- 【意思伝達】 私たちは、市民とのコミュニケーションを重視し、相互理解のために情報開示を積極的に行うとともに、分かりやすい情報を適時・適切に提供します。
- 【信頼】 私たちは、信頼・安心・満足をモットーとし、高品質な行政サービスを高い倫理観と責任感を持って誠実に提供します。
- 【法令遵守】 私たちは、あらゆる行動を法令及び法の精神にのっとり、正常な社会習慣・倫理に適合したものとします。
- 【危機】 私たちは、信用を失墜させることのないように自浄作用をいかせる能力を養い、危機あるときは、その原因と結果を公表します。

【情報公開・情報共有】

第 4 条「まちづくりの基本原則」に示した「情報共有の原則」を進めるため、また第 5 条「市民の権利」に示した「知る権利」に応えるとともに、市民にまちづくりへの参画を促すためには、市民からの請求に応じて情報を公開するだけでなく、議会や行政の方から積極的に情報を提供し、市政に関する各種情報を共有しあうことが大切です。高浜市では、平成 4 年（1992）に情報公開の手続き等を定めた「情報公開条例」を施行しています。

このほか、行政には、広報・公聴機能を充実させ、市民が必要とする情報をいつでも容易に入手できるように情報提供をより一層充実するとともに、市民の意見をじっくり聞き、行政の考えをきちんと伝え、市政に対する市民の理解を深めていくことが求められます。

【個人情報保護】

高浜市では平成8年(1996)に「高浜市個人情報保護条例」を施行し、議会や行政が持っている情報に含まれる個人情報が不適切に取り扱われ、権利利益が侵害されないよう、個人情報の収集、利用、提供、管理などについて適切に保護することを定めています。ただし、災害時の対応など、生命や財産保護のため緊急でやむを得ない場合には、適切な管理体制のもとで特定の個人情報を利用しなければならない場合も生じます。

【説明・応答責任】

市政運営について、政策、施策及び事業などの立案から、実施、評価にいたる各段階において、市民のみなさんにわかりやすく説明することは、市政運営の透明性確保につながります。また、市民のみなさんに市政運営に関心を持っていただき、主体的に参画していただくことにもつながります。

このほか、市民のみなさんからのご意見、ご要望等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応すべきことを定めています。

【財政運営】

高浜市の財政は市民の税金等で支えられており、市政運営にあたっては「納得のいく経費で納得のいく効果」を挙げる努力をしなければなりません。

「納得のいく経費で納得のいく効果」が得られる財政運営を行うためには、第21条「総合計画の策定等」に示しているとおり、総合計画、予算、執行を評価して事業を進めることが重要です。

市民会議の声

法律・条例を守ろう

- ・ 市政の基本として法令(趣旨、目的も含めて)遵守を徹底できたらいいな。

財政を健全化させよう

- ・ 最小の経費で最大の成果を挙げたい(財政)
- ・ 財政バランスをより健全化したいな

(総合計画の策定等)

第21条 議会及び行政は、総合的・計画的に市政を運営するため、総合計画を策定します。

2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画、事業の進め方を明らかにするアクションプランで構成します。

3 行政は、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。

4 行政は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努めます。

5 行政は、成果を重視した市政運営を目指すため、総合計画、予算及び執行を評価して事業を進めます。



ココがポイント

総合計画は、高浜市が行う全ての政策・施策・事業の根拠となる最上位の行政計画です。

用語の意味は次のとおりです。

<基本構想>

長期的な展望に立ち、総合的・計画的にまちづくりを行う指針となるもので、将来都市像やまちづくりの基本目標など、市の政策の方向性を定めます。

<基本計画>

基本構想を実現するため、まちづくりの目標に対する現状と課題、課題解決に向けた目指すべき姿や目標値、それらを達成するための具体的な手段等を示します。

<アクションプラン>

基本計画に掲げた目指すべき姿、目標値の達成に向けて、具体的な事業内容を示す行動計画で、毎年度の予算編成の指針とします。目標の達成度を毎年度点検・検証し、その結果を改善策に結び付けます。

現在、策定中の「第6次高浜市総合計画」（計画期間：平成23年度（2011年度）～平成33年度（2021年度））も「基本構想」「基本計画」「アクションプラン」で構成する予定です。

現在、地方自治法では、議会の議決を得て基本構想を定め、基本構想に即して市政運営を行わなくてはならないと定められていますが、地方の自主性に任せるということで、この義務付けを外そうという動きがあります。

高浜市では、地方自治法上の策定義務付けがなくなっても、市の最上位計画として総合計画を策定し、市政運営の根幹として位置づけていくことを明記するものです。

計画を実効性あるものとするため、市民とともに進行管理を行い、目標の達成度や効果・効率性等を点検・検証し、改善に結びつけていくPDCAサイクルに基づいていくことが大切です。

*PDCAサイクル

計画(Plan)し、実行(Do)し、その結果を評価・検証(Check)し、改善策や次の施策に活かしていく(Action)こと。

「市民は高浜市のまちづくりの共同経営者である」という「協働自治」の観点に立ち、高浜市の個性や課題等について市民と行政が共通認識を持ち、解決策についてともに考え、実現に向けて行動するためには、市民に推進状況や成果をわかりやすく公表していくことも欠かせません。

市民会議の声

市政運営は総合計画に基づいて運営しよう

わかりやすく透明な運営をしよう

- ・税金の使い方がわかりやすいまちにしよう。
- ・小学校の社会授業のなかで市の予算が取り上げられたらいいなあ。
- ・奥様家計簿の感覚で、誰もが(子どもも)わかりやすい予算書があるといいなあ。
- ・市民の関心を呼ぶような行政テーマと活動の見える化があるといいなあ。

行政評価をしよう

- ・P(計画)D(実施)C(評価)A(改善)に基づく市政運営をしよう。
- ・効果を期待できない事業は廃止しよう。
- ・行政運営や地域組織の活動に当たっては常に「費用」対「効果」を念頭におきたいなあ。
- ・分かりやすい行政評価のシステムがあるといいなあ。

(危機管理)

第22条 行政は、自然災害等不測の事態に備えて、市民、事業者、関係機関等との連携・協力により、総合的かつ機動的な危機管理体制の整備及び未然防止対策を行います。

2 市民及び事業者は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対応するよう努めます。



ココがポイント

危機管理は、高浜市の未来を描く市民会議の議論の中でも関心度の高かった項目です。

「自然災害等」の「等」には、大規模事件や新型インフルエンザなど、市民生活をおびやかす不測の事態を含んでいます。

東海地震が今後30年以内に発生する確率は87%、東南海地震、南海地震も同時発生する可能性も高いと言われています。阪神・淡路大震災の被災者の「生き残った者同士が助け合うしかなかった」という言葉にあるように、被害を最小限に食い止めるためには、日頃の備えなどの未然防止対策が大切です。また、被害が発生し、消防や警察、行政がすぐにかかけつけられないときには、指示や救援を待つだけでなく、市民や地域で対応を考え、行動する「地域防災力」が求められます。

市民が「自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割」として、まず身の回りのことは個人や家族で行う(自助)、乳幼児や妊婦、障がい者や高齢者といった災害時要援護者の安否確認や手助けなどは地域で行う(互助・共助)という考え方や行動が大切です。

地域防災力の^{かなめ}要となるのが、まちづくり協議会であり、町内会などの地縁組織や、消防団や民生委員といったテーマ型活動組織といった地域の団体同士をつなぎあい、防災力の強化に向けた取り組みが進んでいます。

取り組み内容の例としては、あいさつなど声をかけあうといったお互いに顔の見える関係、心の通う関係づくりから始まり、子どもも含めたマンパワーを最大限に活かすといった実践的な防災訓練の実施、安全・安心マップの作成、行政・地域・民間が連携しあう防災ネットワークの構築などが考えられます。

高浜市では、「高浜市地域防災計画」や「高浜市水防計画」「高浜市国民保護計画」「高浜市建築物耐震改修促進計画」を策定しています。

現在、高浜市では、企業の協力により「災害対応型自動販売機」を設置し、災害時に製品の無償提供を受けることができます。また、瑞浪市や多治見市と「災害時相互応援協定」を結び、いざという時には助け合う取り決めをしています。

市 民 会 議 の 声

危機管理体制を整えよう

- ・ 迅速に動く危機管理システムがあるといいなあ。
- ・ 市民、関係機関で連携した危機管理体制があったらいいなあ。

市政運営 第23条 他の自治体等との連携と協力

(他の自治体等との連携と協力)

第23条 行政は、まちづくりの共通課題について、他の自治体、関係機関等と互いに連携・協力しながら、その解決に努めます。



ココがポイント

消防・救急、交通対策、経済対策など、より広域で対応した方が効果が高い課題については、近隣自治体、あるいは県・国などと連携・協力して取り組んでいきます。

例えば、ごみ・し尿・火葬などについては、碧南市と高浜市で衣浦衛生組合という組織を作り、共同処理しています。また、消防力の充実については、碧南市・刈谷市・安城市・知立市・高浜市の碧海5市が連携して衣浦東部広域連合という組織を作り、共同で推進しています。

産業界や大学、研究所といった民間企業・機関、市外に住んでいる人(例：高浜市出身者、まちづくりの専門家)も連携・協力のパートナーに含みます。

市民会議の声

まちづくりの主体相互の連携

- ・ まちづくりの主体同士のネットワークがあったらいいなあ。
- ・ 産官学連携ができたらいいなあ。
- ・ 広域連携を図ろう。他の自治体との協調を図れるようにしよう。

(条例の検証と見直し)

第24条 行政は、この条例の施行の日から起算して5年を超えないごとに、社会情勢の変化等に照らし合わせ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行います。

2 行政は、前項に規定する検討や必要な措置を行うに当たっては、多様な方法を用いて、市民等の意見や提案を求めなければなりません。

ココがポイント

この条例は、高浜市のまちづくりの基本を定める最高規範ということで、まちづくりの考え方や仕組みを定めたものであることから、それほど頻繁に見直しをするものではないと考えられますが、社会情勢が変化したり、運用してみて不都合が生じるなど見直しが必要となることも考えられます。

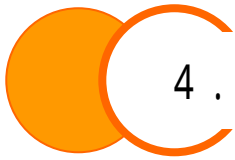
そこで、条例の実効性を保ち続けるために、各条文がその時々々の社会情勢に合っているか、高浜市にふさわしいものであり続けているか、5年を超えない期間ごとに市民の意見を交えて検証し、必要に応じて見直しを行うこととしています。

「まちづくりにおけるみんなの共通ルール」として条例の実効性を保ち続けるためには、条例を作った後も、多くの方々に条例を知ってもらい、一人ひとりができることから取り組んでもらえるように、市民の皆さんと一緒に普及・推進活動に取り組んでいくことが必要です。また、見直しにあたっては、条例制定時と同じく、多様な市民参画の場を設けていくことが欠かせません。

市 民 会 議 の 声

条例推進の仕組みを整えよう

- ・ 条例をつくった後の推進体制を、市民・議会・行政協働で築いていこう。
- ・ 条例の推進状況を公表するといいなあ。
- ・ 時代等に合わせて適当な時期をあけて見直しをしていこう。



4. 自治基本条例のことをもっと知ってもらおう！

自治基本条例素案をご紹介してきましたが、
条例はつくって終わりではなく、つくった後、どう活かしていくかが大切です。

高浜市の未来を描く市民会議では
「条例を広めよう作戦を立てよう」という検討も行っています。

主要な公共施設に、まちづくりや市民に関する項目だけでも掲示していったらどうか？

子どもにも理解できるようなプリントや小さな本があるといいね！

市民の目にとまるような、わかりやすく・親しみのもてる印刷物をつくろう！

条例のことを知った人は、クチコミで広げていこう！



出前講座など、普及・宣伝活動をしていこう！

もちろん、つくってからPRしていくのではなく、検討している現在のプロセスも含めて、市民のみなさんに少しでも知っていただくことが大切だと考え、今回の素案内容のお知らせ・意見募集のほか、小学校区単位で高浜市にとってふさわしい自治を一緒に考え、意見交換を行う「車座談議」も開催していきます。

みんなで自治を育てていこう！



この素案冊子をご覧になった方のうち
「こんなことに取り組んでみたらどうか？」
「私だったらこんなことができるよ！」といった
ご意見・ご提案がありましたら、
ぜひ私たちのもとへお寄せください。
よろしくお願いいたします。



**高浜市自治基本条例【素案】について
みなさんのご意見・ご提案をお聞かせください！**

氏名（または団体名）				
住所（または所在）				
連絡先	TEL	FAX		
	E-mail			
意見を する ページ	ページ	意見の 該当行	行目 から	行目
意見 内容				

9月30日（木）までに、高浜市役所地域政策グループ（3階17番）へ
直接・郵送・FAX・メールで提出してください。

〒444-1398（住所不要）高浜市役所地域政策グループ
TEL 0566-52-1111（内線352） FAX 0566-52-1110
E-mail seisaku@city.takahama.lg.jp

記入欄が不足する場合はどんな用紙にご記入いただいても構いません。

条例素案づくりの取り組みについて、さらに詳しい情報は、
高浜市公式ホームページでご覧いただけます。

アドレス <http://www.city.takahama.lg.jp/>
「高浜市の未来を描く市民会議」をクリック！

高浜市役所 地域協働部 地域政策グループ

〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2

TEL 0566-52-1111(内線352)

FAX 0566-52-1110

E-mail sesiaku@city.takahama.lg.jp